

平成23年 9月 8日

松山市長 野 志 克 仁

松山中央公園多目的競技場売店の使用に関する規則をここに公布する。

記

松山中央公園多目的競技場売店の使用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松山中央公園多目的競技場条例（平成16年条例第34号。以下「条例」という。）第1条第2項に規定する附属設備のうち、売店の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第2条の規定により売店を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、松山中央公園多目的競技場売店使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 売店運営計画書
- (2) 売店使用に係る誓約書（様式第2号）
- (3) 販売商品一覧表（様式第3号）
- (4) 従事者名簿（様式第4号）
- (5) 市税等の完納証明書
- (6) 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し
- (7) 申請者が法人の場合にあっては、法人登記事項証明書
- (8) 第7条の規定による事前調整（以下「事前調整」という。）が実施された場合にあっては、同条第5項に規定する承諾書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請者の資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、申請者となることができない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 次に掲げる者

ア 暴力団員等（松山市暴力団排除条例（平成２２年条例第３２号）第２条第３項に規定する暴力団員等をいう。）

イ 暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は個人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）

ウ 松山市暴力団排除条例第１０条及び第１１条の規定に違反していると認められる者

(3) その他市長が不適当と認める者

（申請の時期）

第４条 第２条の規定による売店の使用許可の申請（以下単に「使用許可の申請」という。）は、使用許可を受けようとする期間の初日の２月前までに行わなければならない。ただし、事前調整が実施されたとき、又は市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（許可期間）

第５条 使用許可の期間は、許可を受ける期間の初日が属する年度の末日までとする。ただし、市長は、当該使用許可が事前調整の手続を経て行われた場合において、適当と認めるときは、同一条件をもって、当初使用許可を受けた期間の属する年度から起算して５箇年度を限度として、１年度以内ごとの更新を認めることができる。

（使用許可の基準）

第６条 市長は、使用許可の申請があったときは、内容を審査の上、その可否を決定し、申請者に対して、許可するときは松山中央公園多目的競技場売店使用許可証（様式第５号。以下「使用許可証」という。）を交付し、許可しないときは理由を付してその旨を文書で通知する。

２ 市長は、事前調整を実施した場合において、次条第５項に規定する承諾書の交付を受けた者以外の者から使用許可の申請があったときは、当該申請を許可しない。

（事前調整）

第７条 市長は、必要と認めるときは、あらかじめ時期を定めて、使用許可の申請を希望する者（以下「申請希望者」という。）に対し事前調整をすることができる。

２ 市長は、事前調整をするときは、実施日、実施方法その他必要な事項を告示するとともに、松山市ホームページへの掲載、関係施設への掲示その他適当な方法により広く周知するものとする。

３ 事前調整は、使用許可の対象となる売店について、申請希望者に対し、あらかじめ第２条各号に掲げる書類の提出を求め、売店の設置趣旨、適正な運営の確保等の観点からその内容を審査するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による審査の結果、適当と認めたときは、申請希望者に対して申請書の提出を承諾するものとする。この場合において、1の売店に対し複数の申請希望者から事前調整の申込みがあったときは、その内容を比較審査し、最も適当と認める申請希望者に対してその承諾をするものとする。
- 5 市長は、申請書の提出を承諾した申請希望者に対しては承諾書を交付し、承諾しない申請希望者に対しては理由を付してその旨を文書で通知する。
- 6 前項の規定により承諾書の交付を受けた者は、申請書の提出に当たっては、その承諾を受けた内容を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長に申し出て、その指示を受け、やむを得ないと認められた場合は、この限りでない。

(許可事項の変更)

第8条 売店の使用許可を受けた者（以下「売店使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて、条例第2条の規定による申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、正当な理由があると認める場合に限り、許可した事項の変更を認め、変更後の内容による使用許可証を交付するものとする。
- 3 第2条から第6条までの規定は、第1項の申請について準用する。この場合において、市長が適当と認めるときは、第2条各号に規定する書類の添付を省略させることができる。

(使用料納付の特例)

第9条 市長は、売店使用者から申出があったときは、条例第5条第2項ただし書の規定に基づき、使用料を使用開始と同時に1箇月分を前納し、その後1箇月を経過するまでの間に次の1箇月分を前納することを認めることができる。

(遵守事項)

第10条 売店使用者が遵守すべき条例第3条の規定による売店の使用許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 来場者及び売店利用者に対して親切丁寧な応対をすること。
- (2) 火気の使用には厳重に注意すること。
- (3) 許可された施設及び附帯施設以外の施設を使用しないこと。
- (4) 使用許可証を売店内の見やすい場所に掲示すること。
- (5) 売店及びその周辺を常に清潔に保ち、衛生管理に十分留意すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(使用許可証の再交付等)

第11条 売店使用者は、使用許可証を亡失し、又は破損したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

2 条例第8条の規定により売店の使用許可の取消し等を受けた者は、直ちに使用許可証を市長に返納しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年9月1日から施行し、平成24年4月1日以後の期間に係る使用許可から適用する。

(許可の特例)

2 当分の間、条例別表第3項に規定する売店1、売店2、売店3、売店4及び売店5の使用に係る条例第2条の規定による許可は、1申請者に対して一括して行うことができる。

(松山中央公園多目的競技場条例施行規則の一部改正)

3 松山中央公園多目的競技場条例施行規則（平成17年規則第1号）の一部を次のように改正する。
第10条を次のように改める。

(売店の使用)

第10条 第3条から第7条まで及び次条の規定にかかわらず、売店の使用に関し必要な事項は、別に定める。

第11条中「様式第10号」を「様式第8号」に、「様式第11号」を「様式第9号」に改める。

様式第8号及び様式第9号を削り、様式第10号を様式第8号とし、様式第11号を様式第9号とする。